

杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと」再構築等業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」という）では、集会施設・スポーツ施設などの公共施設利用の利便性の向上・利用促進を図ることを目的とし、平成 15 年度より公共施設予約システム「さざんかねっと」を運用しています。現行システムは、安定的に稼働し、業務の正確性及びセキュリティが確保されていますが、サーバ機器及び管理者端末、施設設置端末の入替時期を迎えたことから、令和 7 年 3 月を目標にシステムを更新し、さらなる区民サービスの向上と業務効率化を目指すこととしました。

公共施設の予約管理を効率よく安定的に運営するためには、優れた公共施設予約システムの開発技術を有し、システム運用におけるノウハウや経験が豊富な事業者を選定することが求められます。今回の公共施設予約システム「さざんかねっと」再構築等事業者の選定に当たっては、システム構築業務、運用保守業務、機器構成などの提案を総合的に評価することで、区にとって最適な事業遂行が可能となるよう、企画提案（プロポーザル方式）により事業者を選定することとします。

なお、選定は、杉並区の要求水準を満たし確かな実績のあるパッケージシステムを有する事業者を公募して行います。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと」再構築等業務

(2) 業務内容

①システム構築業務（※1）

- ア. 基本検討
- イ. 施設予約システムの構築・テスト
- ウ. データセンター・インフラ構築
- エ. システム移行
- オ. 施設設置端末の準備
- カ. 研修

（※1）詳細は、別紙 1 「要求仕様書」のとおり

②運用保守業務（※2）

- ア. 次期システムの安定運用と保守
- イ. コールセンターの設置

（※2）詳細は、別紙 1 「要求仕様書」のとおり

(3) 履行期間

①システム構築業務（1次開発）（※3）（※4）

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

（※3）システムは、令和7年1月から2月末まで本番環境における仮稼働（運用テストを含む）の後、システム切替を実施し、令和7年3月から本稼働となります。

（※4）1次開発の対象については詳細資料1「機能要件一覧」に記載

②システム構築業務（2次開発）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

③運用保守業務（※5）（※6）（※7）

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

（※5）令和7年3月以降の運用業務は、令和7年3月度の導入業務が適切に履行されていると区が判断する場合に契約を締結することができるものとします。

（※6）令和7年3月以降の運用業務は、区議会において令和6年度予算案が可決・成立した場合に締結するものとします。

（※7）令和7年4月以降は単年度で契約締結します。

(4) 事業規模（上限額）

①② システム構築に係る経費（※8）

181,320,000円（税込）

（※8）1次開発と2次開発の合算額となり、内訳及び年度毎の支払い額については契約時に決定するものとします。

③ 運用保守業務に係る経費（※9）（※10）（※11）

（※9）運用保守業務期間の金額は、本プロポーザルの提案限度額には含まないが、様式6に参考見積金額を記載してください。

（※10）令和7年3月以降の運用業務は、予算が確定していないため、記載された見積金額については本プロポーザルの評価における参考金額であり、契約金額として確約するものではありません。

（※11）こちらの金額にはコールセンター経費も含まれます。

### 3 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指定停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) ISO27001（ISMS 認証）又は プライバシーマークを取得していること。
- (6) 特別区または人口30万人以上の自治体において、当該業務又は同様の業務の契約履行実績があること。
- (7) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (8) 事業所（または営業所）が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内にあること。

### 4 実施手順

公募から受託候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和5年8月18日（金）
参加申込書等提出期間	令和5年8月18日（金）から 令和5年8月24日（木）午後5時必着 ※参加申込をせずに企画提案書を提出することはできません。
RFP詳細資料の配布	参加申込書提出時 ※参加申込のあった事業者にのみ配布します。
質問受付期間	令和5年8月18日（金）から 令和5年8月24日（木）午後5時まで ※質問及び回答は、令和5年8月28日（月）までに、 区公式ホームページ上で一括して公開します。
企画提案書等提出期間	令和5年9月1日（金）から 令和5年9月7日（木）午後5時必着 ※参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。

第一次審査（書類審査）	令和5年10月上旬 ※第一次審査では、第二次審査の対象とする参加事業者を選定し、参加者全員に結果を通知します。
第二次審査 （システムデモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年10月下旬 会場・時間：別途通知します。 ※提案者のシステムデモ、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、事業者の提案を評価いたします。
受託者候補者選定結果の通知	令和5年11月上旬 ※第二次審査参加者全員に結果を通知します。 ※11月上旬以降区公式ホームページ上でも公開します。

## 5 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類

参加申込書（様式1）

### (2) 提出先

「11 担当課（問い合わせ先）」に電子メールにより提出してください。

### (3) 提出期限

令和5年8月24日（木）午後5時まで

## 6 実施要領及び提案依頼についての質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出してください。

### (2) 受付先

「11 担当課（問い合わせ先）」に同じ

### (3) 受付期限

令和5年8月24日（木）午後5時まで

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月28日（月）までに杉並区公式ホームページ上で公開します。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類・提出部数

提出書類は、別紙2「提出書類一覧」を参照してください。

### (2) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、持参としてください。(要事前予約)

### (3) 提出先

「11 担当課(問い合わせ先)」に同じ

### (4) 提出期限

令和5年9月7日(木)午後5時

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

## 8 受託候補者の選定手順

杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと」再構築等業務受託者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提案書等の提出書類及びシステムデモ、プレゼンテーション並びにヒアリングの内容等を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。

ただし、選定委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない者及び区で設定する上限金額を超える者については、受託者候補者とはしないものとします。

### (1) 評価基準

#### ① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か
業務実績	類似業務の実績があるか
	公的認証取得の状況は適切であるか

#### ② 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務の理解度及び取組姿勢	業務を適切に理解しているか
	業務に対する取組は適切か
システムの安全性・安定性	システムの構成は適切か
	セキュリティ方針は明確かつ妥当であるか

提案内容の妥当性	開発方法・スケジュールは明確かつ妥当であるか
	具体的で実効性のある提案となっているか
	利用者が使いやすいシステムか
	職員が使いやすく、負担軽減に役立つシステムか
	運用保守の方法は適切か
機能要件評価	区が提示するシステム機能要件を満たし、提案内容が優れているか
費用対効果	費用は妥当であるか
	構築費及び運用保守費のバランスは適切であるか
プレゼンテーション・ヒアリング	説明が明瞭で論理的であるか
	質問に対する回答が的確か
	システムの操作性はよいか

## (2) 審査方法

本システムの審査は二段階審査方式で実施します。

### ① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第二次審査の対象となる参加事業者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

### ② 第一次審査結果の通知

令和5年10月中旬（予定）までに通知します。

### ③ 第二次審査（システムデモ・プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査を通過した事業者について、提案説明（システムデモ・プレゼンテーション）の内容及び質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施します。第二次審査実施方法等に関する詳細については、第一次審査を通過した事業者に別途通知します。

第一次審査、第二次審査の合計点の6割以上を取得した最上位の事業者を選

定します。

※説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提案書に書かれていない内容が盛り込まれている等、提案書とのかい離がある場合は評価の対象としません。

※第二次審査には、法人事業責任者（準ずる方を含む）及び本事業の運営に関わる方の同席をお願いします。

### （3）選定結果通知

令和5年11月上旬に、第二次審査参加者すべてに対して、電子メールにより通知します。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

※11月上旬以降区公式ホームページ上でも公開します。

## 9 応募事業者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次の（1）から（5）までのいずれかに該当するときは失格とし、提案をすることができなくなります。

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（2）参加資格を満たさなくなった場合。

（3）応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会等の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に係る区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合。なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・実施要領に基づき区が実施する説明会等への参加
- ・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席

（4）企画提案書等の提出期限が守られなかった場合。

（5）前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合。

## 10 その他留意事項

（1）本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担となります。

（2）提出書類は日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で掲載するものについては、その日本語の訳文を付記または添付してください。また、通貨は日本円としてください。

- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正または変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (6) 選定委員会で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合、受託者候補者を選定しません。
- (7) 契約締結に当たっては、区と受託者候補者とで、受託候補者からの提案内容の詳細について確認を行ったうえ、仕様書を作成し、契約締結します。
- (8) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を得てください。
- (9) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合にあつては、速やかに、「11 担当課（問い合わせ先）」に連絡し、参加辞退届（様式5）を提出してください。
- (10) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「9 応募事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。

#### 1 1 担当課（問い合わせ先）

杉並区区民生活部地域課地域施設係／黒澤・佐藤

所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟7階）

電話：03-3312-2111 内線3764

E-mail：tiiki-k@city.suginami.lg.jp

※電子メールでの問い合わせの件名は、「杉並区公共施設予約システムプロポーザル問合せ（会社名）」とします。